

令和7年8月 定例会

新潟東港地域水道用水供給企業団
議 会 会 議 録

(第 1 号)

新潟東港地域水道用水供給企業団議会

令和7年8月定例会本会議 議事日程

令和7年8月6日 午後4時30分開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議員提案第4号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会
会議規則の一部改正について
- 日程第6 報告
出納検査の結果について
- 日程第7 議案第3号並びに報告第1号及び第2号
(企業長 提案理由説明)
(監査委員 決算審査説明)
- 日程第8 一般質問
栗原 博久
- 日程第9 議員派遣

新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会議事録（第1号）		
開 議	令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 30分	
散 会	令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 59分	
出席議員	氏 名	氏 名
	皆 川 英 二	
	荒 井 宏 幸	
	渋 谷 明 治	
	松 下 和 子	
	宇 野 耕 哉	
	小 泉 仲 之	
	若 月 学	
	宮 本 佳 太	
	長 島 徹	
	栗 原 博 久	
青 木 順		
欠席議員		
説明のため 出席した者の 職氏名	企 業 長 中 原 八 一	
	監 査 委 員 若 月 学	
	事 務 局 長 下 川 康 介	
	事 務 局 次 長 永 島 健 一	
	事 務 局 次 長 佐 藤 健 太 郎	
職務のため 出席した者の 職氏名	総務係長 渡 邊 英 樹	
	総務係主事 星 野 友 哉	
議事日程	別紙のとおり	

本日の会議に付した事件

議案番号	議案の件名	議決結果
議員提案第4号	新潟東港地域水道用水供給企業団議会会議規則の一部改正について	可決
議案第3号	令和6年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
報告第1号	予算繰越計算書の報告について	報告
報告第2号	資金不足比率の報告について	報告
	議員派遣について	決定

本日の会議に付した事件、選挙、選任

件 名	選挙、選任の方法
副議長の選挙	指名推選

午後4時30分開議

○議長（小泉仲之） ただいまから令和7年8月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を開会し、本日の会議を開催いたします。

日程第1 議席の指定

○議長（小泉仲之） それでは日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第3条の規定により、お手元の氏名標の位置に指定をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小泉仲之） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、
宇野耕哉議員及び若月学議員
を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小泉仲之） 次に日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日1日間としたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。したがって会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（小泉仲之） 次に日程第4、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長において指名をすることにしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長に長島徹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました長島徹議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。したがって長島徹議員が、副議長に当選をされました。

ただいま当選されました長島徹議員が、議場におりますので、会議規則第30条第2項により告知をいたします。

長島徹議員、挨拶をお願いいたします。

[長島徹副議長 挨拶]

○副議長（長島徹） ただいま副議長にご推選をいただきました長島でございます。

今後とも議長を補佐し、企業団議会の円滑な運営に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

日程第5 議員提案第4号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会会議規則の一部改正について

○議長（小泉仲之） 次に日程第5、議員提案第4号について提案議員の説明を求めます。

[青木順議員 提案理由説明]

○提案議員（青木順） それでは議員提案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の会議規則において、1点目として、議会の欠席事由について、産前産後期間も含めた出産や育児、介護等に配慮した規定とすること。2点目として、一般質問の議長への通告期間について、議会を円滑に運営するため、議長の定める期間とすること。3点目として、請願書について、書面規制の見直しにより、署名押印とする規定を、署名又は記名押印とすること。

以上の3点を改正するため、この規則案を提出するものであります。何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（小泉仲之） ただいまの説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 質疑なしと認めます。

○議長（小泉仲之） ただいまから、討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 討論はないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは採決いたします。

議員提案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。したがって議員提案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 報告

○議長（小泉仲之） 次に、日程第6、報告です。

監査委員から出納検査の結果について、報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

日程第7 議案第3号並びに報告第1号及び第2号

○議長（小泉仲之） 次に日程第7、議案第3号並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。企業長に提案理由の説明を求めます。

[中原八一企業長 提案理由説明]

○企業長（中原八一） 令和7年8月議会定例会にあたり、企業団の事業運営に関する所感の一端を申し上げますとともに、本日提案いたしました議案の概要について説明を申し上げます。

はじめに、本日ご審議いただきます令和6年度決算につきましては、令和5年度に見直しを行った「マスタープラン2021」に基づいて事業運営を実施しており、計画しておりました設備の更新事業を着実に実施したほか、収益的収支においては、わずかですが、予算を上回る純利益を計上できるなど、概ね計画通りに進められており、これもひとえに議員各位並びに構成団体の皆様の格別なご理解とご支援の賜物と深く感謝を申し上げます。

今後につきましても、施設の更新及び耐震化を進めるとともに、維持管理費の節減に努め健全な経営基盤を強化し、安心・安全な水道用水の安定供給に努めて参りますので、引き続き議

員各位並びに構成団体の皆様からのご助言ご指導をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第3号は、「令和6年度事業会計利益の処分及び決算の認定」についてです。

令和6年度事業会計の決算につきましては、監査委員の意見書を付けて、議会の認定をいたさうとするものです。その決算の概要について説明いたします。

はじめに「収益的収入及び支出」についてです。収入は、9億4,389万円余となり、その主なものは、営業収益では給水収益、営業外収益では国庫補助金にかかる長期前受金戻入、特別利益では東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金です。一方、支出は、8億6,947万円余となり、その主なものは、営業費用では施設の運転・維持管理費、人件費、減価償却費、営業外費用では企業債利息、特別損失では浄水汚泥等対策費となります。以上、収入から支出を差し引きまして、5,638万円余の純利益を確保することができました。

次に、「資本的収入及び支出」についてです。収入は、729万円余となり、こちらは新潟市からの共同工事負担金です。一方、支出は3億5,432万円余となり、その主なものは、工事費等の建設改良費、企業債償還金です。なお、資本的収支の不足額3億4,702万円余は、過年度損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金により、補てんいたしました。また、補てん使用した積立金4,539万円余は、議会の議決を得て、資本金への組み入れを予定しております。

次に、利益の処分について説明いたします。令和6年度純利益5,638万円余につきましては議会の議決を得て、「減債積立金」に1,410万円、残りの4,228万円余を「建設改良積立金」として、処分を予定するものであります。

次に、「報告第1号 予算繰越計算書の報告」についてです。これは令和6年度予算の建設改良費の繰越について、計算書によりご報告申し上げます。

次に、「報告第2号 資金不足比率の報告」についてです。令和6年度決算の資金不足比率は、算定の結果0%です。この結果について監査委員の意見を付してご報告申し上げます。

以上、提案いたしました議案並びに報告について、説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小泉仲之） 次に監査委員の説明を求めます。

[若月学監査委員 決算について説明]

○監査委員（若月学） 令和6年度事業会計決算審査の結果についてご報告いたします。

令和6年度決算については、決算内容や事業の執行について、決算書類が関係法令に準拠して作成しているか、また、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証いたしました。審査の結果は、お手元の決算審査意見書のとおりであり、計数は正確で表示や執行も適正であると認めました。以上で、決算審査報告を終わります。

○議長（小泉仲之） ただいまの企業長及び監査委員の説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 質疑なしと認めます。

○議長（小泉仲之） ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 討論もないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。従って議案第3号は原案のとおり可決及び認定をされました。

日程第8 一般質問

○議長（小泉仲之） 次に、日程第8一般質問を行います。

栗原博久議員の一般質問を許可いたします。

[栗原博久議員 一般質問]

○栗原博久議員 ご指名ありがとうございます。私は東港にですね、思いがあるものですから、それとこの水道用水供給企業団の関連についてご質問したいと思っておりますけれども、お分かりの通り、東港は昭和38年にスタートしまして、昭和44年に開港いたしました。私は大学生でありましたものですから、調査に大学の研究の一環として、この聖籠町の各集落を回ったことが本当に昨日のように鮮烈に記憶に蘇ってくるわけであります。その中で私は一番に東港の中で県も、それから中原市長さんも一緒に頑張って、東港開発について大変な努力をされていますことに敬意を表します。かつて廃止しました貨物線を復旧するとか、そういう事は大変良い事だと思っておりますし、私が議員になったのは、田中角栄先生から言われましてですね、東港周辺に新幹線の駅を作れというこの言葉が今でも脳裏をよぎっております、それで私は聖籠町の議員として片隅を座らせていただいているわけであります。その関連でもありまして、このことについて質問したいと思っております。今日は新発田市長さんもおられますものですから、この地域の牽引力のある新発田市でございますから、東港をどのようにお考えであるというのを、この中で質問させていただきます。

まずですね、私共の企業団の名称と、はっきり言って混同するのですが、お分かりのとおり東港にですね、かつて新潟東港臨海水道企業団というのがございました。これは東港ができたときに水道水を配水すると。それまでは新潟東港地区専用水道組合というものがあったらしいんですね。それを引き継いで、東港は1,500haの開発でございますから、そのうち1,000haが我が聖籠町、500haは新潟市でございました。そこにですね、水道用水を配水すると

ということで、企業団が作られまして、新潟県が90%、新潟市が4.4%で聖籠町が5.1%、豊栄市が0.5%ということですね、配水が出発しました。けれど残念ながらそれが維持できないということで、解散をしなければだめだということになってしまった。それは、解散はいいんですが、当時やはりこの解散もですね、県の議事録をよく見て精査しましたが、どうも私は納得できない。終わったことですから、ここではどうにもなりませんけれど、再びこのような過ちがあってはならないと私は思っております。

私が言いたいことは何かと言いますとですね、この前参議院選挙がありましてですね、参政党が大変な躍進を遂げました。彼等が言ったことの中で、宮城県の知事が、村井さんが大変困った。それは水道水をですね、外国資本に渡したと彼等は言ったんですね。しかし、実際は渡していないんだけど、それを大きく訴えまして、大変反響がありました。そもそもですね、今日も各市長町長さんがおられますのでお分かりのとおりですね、水はやはり住民の命でございますから、水は決して私的な企業がやってはならんと私は思っていると。事実、今全国で水道水をしている私的企業は、ここだけでございます。明和工業さんにですね、過去の新潟東港臨海水道企業団が解散してですね、そして明和工業に渡したと。これは県議会でも色々議論されましたが、私共の聖籠町の議会議事録を私も読んでみましたが、当時の小川益一郎という立派な議員がおりまして、彼が頑なにですね、破綻したらどうするんだと言ってやった。しかしながら新潟県が90%も持っておりましてから、当時の泉田知事が暴走して、これを民間に渡してしまったと。しかし民間に渡しても、東港が今もう55年ぐらい経っています。この中に配水管が網の目のように入っているわけですから、大きさ30cm以上の管を1km補修したら1億円くらい金が掛かるんですね。もしですよ、当時小川議員達も言っておったんですが、破綻したらどうするんだと、誰が負担するんだということなんです。しかしまあ、今見ると裏では破綻したら各自治体が負担するような文面が残っているんですね。しかしながら地方自治法にはですね、明和工業さんは私的企業でございますから、もし地震とかなんかもって、配水管が破損した場合は、各市町村は国の助成金で何とかこれは修理できます。しかしながら、明和さんが持っているこの1,500haにあるこの配水管はですね、国は負担の義務はありません。補助金は出ないわけですから。私はこれをこのまま放っておいてはどうかということへの疑問があって、質問の席に立たせていただいているわけでありませぬ。

この中で、先程申した参政党が宮城県知事に、水は絶対に他に渡してはならんと。向こうの方はですね、大事な管理権は公共団体が持っておりますが、運用の方は民間企業に渡したと。しかしながら、50%以上は外資に渡さないという内規があると言っていますが、それは分かりませぬ、もう民間に渡してあるわけで。しかし、私共の東港は全部民間に渡してあるわけですから。これは今回の参議院選挙で論点になったということで一層私は危惧の念を持っております。

こういうことで、私は今日は、当時の知事はもうおりませんが、中原市長さんは賢明な市政運営をやっているから、このことについてご認識されているかどうか、今後この問題についてどのように対処するかということをお聞きしたいと思ひまして、質問に立たせていただきました。まずこの質問について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小泉伸之） 中原企業長。

[中原八一企業長 登壇]

○企業長（中原八一） 栗原議員のご質問にお答えします。当企業団の経営は、中長期の財政計画や事業計画を立て、その計画に沿って事業運営をしているため、経営状況の悪化により、解散することはないものと考えています。

次に、新潟東港臨海水道企業団の解散に至る経緯については、同企業団は昭和57年に設立され、給水開始以来、当初の見込みより給水量が伸びず、設立時の計画給水量との乖離が大きく、毎年大幅な赤字が続いていました。そのため、同企業団及びその構成団体であった新潟県、新潟市、聖籠町は自主的な経営改善は困難であると判断し、東港水道事業の民営化に向けた公募が実施されました。その結果、明和工業株式会社が選定され、平成21年12月に事業譲渡されたとお聞きしています。

また、新潟東港臨海工業地帯の水道の安定的な供給確保に関する協定書によりますと、民間事業者による東港水道事業の経営が困難であると判断された場合には、新潟県を中心に旧構成団体が協議を行い、水道の安定的な供給の確保を図ることとなる、とされています。

[栗原博久議員 発言の許可を求む]

○議長（小泉仲之） 栗原議員。

○栗原博久議員 今、市長さんからですね、ご答弁いただきました。私が心配していることはですね、明和さんは私的機関、公じゃないんですね。そうしますと監査の対象にならないんですよ。今市長町長さんおられますけれど、皆さんの水道料金は必ず議会の議決を得ておりますね。そしてやはり国にも報告している。ところが、簡易水道はしないんですね。明和さんが、どんな料金上げたって関与できないんですね。だから私はここに大変ね、危惧の念を持っています。なぜならば、今東港はお分かりのとおり日本海側随一の拠点の国際重要港湾です。明和さんの配水はあの工業地帯の会社、企業の水の他に、船舶にです。今インバウンドで外国からいろんな人がいらっしゃる。そして新潟県では、大型船舶が東港にしか泊まれません。そうしますと、やはり水の値段というのが影響があると。その水の値段についてですね、なんら公が関与できないんですね、今の段階では。ただ県は、監査はしません、ただ行って聞き取りだけ。そういう点についてですね、私はこれから東港が本当に発展するためにはこれでいいんだろうかと。もう明和さんにやったんだから、どうにもならないけど。ただ、公の関連市町からもですね、十分やはりこれを精査して、ご指導していただかないとですね、東港の今後の水の問題については、大きな危惧の念を感じているから企業長さんをご指名してご質問申し上げました。どうか、日本で唯一です。民間でやっているのは。当時、泉田知事は自信を持って記者会見して、二人で並んで写真を撮っておりましたけど、後は散々っばらで、後はどうするんだと。今おっしゃったとおり県と協議すると。それはやはりうちの町会議員が危惧を持った、破綻したらどうするんだ、誰がどうするんだ。ここがやはり首長の暴走がここにあったと私は考えております。

先程、企業長さんから、当企業団の収支について説明がありました。資金不足は0ということで、優良なものであると。これから次の質問へ移りますが、こうでありますけれど、明和さんに対しては特別の水道料金が取られているんですね。もしこの水道料金が、市町と同じような比率になった場合はですね、今の健全な、今年も5,600万程の純利益をあげたと。そして、次年度に積算は23億円余の資産を持っている。私は評価いたします。そうだけど、この中でこれから私は質問をしていきますが、明和工業に対して、答弁は立派なこと言っていると

思うけれど、実質的にはこの参加している新潟市、新発田市、聖籠町の料金に比べて100円高いんですよ。これは慣れ合いと言ったらおかしいけれど、なあなあだから。これがもし、明和工業に対してこの水道料金を他の市町と同じようにやった場合ですね、大きな損失が出るんですよ。そのことも私大変危惧の念がありまして、これから質問させていただきたいと思えます。

企業長さんのご説明はわかりました。では2番目の質問に参りますが、この企業団の関係で明和工業に対して、地方自治法では各市町村の水道料金はちゃんとしたものがありますが、明和さんにはないわけだから。明和さんがですね、聖籠町よりも沢山払っているんですね。この明和さんが、地方公共団体じゃないからここに出てこない。不在でもって物事を進められているんですね。これについて、どのように法的解釈できるかということをご答弁を願いたい。

○議長（小泉仲之） 下川事務局長。

[下川康介事務局長 登壇]

○事務局長（下川康介） 当企業団は地方自治法第284条に基づき、水道事業を共同で行う特別地方公共団体として、関係する地方公共団体との協議によって規約を定め、設立には国、県の許可を得て、事業運営を行っている団体です。その規約には、議会の組織、議員の選出方法などが定められており、議員の選出については、関係する地方公共団体から選出することとなっております。

[栗原博久議員 発言の許可を求む]

○議長（小泉仲之） 栗原議員。

○栗原博久議員 わかりました。要するに明和さんは、私的企業ですからね、地方自治法にはちゃんと、一部事務組合の構成員については規定がありますから、明和さんが出れないことは分かるんです。しかしまあ、水道水を沢山受けているわけですから、明和さんに対する指導というものは当然必要なので。今だと指導しているかしていないかわからない。明和さんの事業は簡易水道ですから、受益者5,000人以下であれば県知事認可ですし、それ以上であれば国土交通省、今所管が変わりまして厚生労働省から国土交通省に変わりましたからそれは国が精査している。この明和さんの分については先程言った通りですね、水道料をいくらにしようとしまいと、各自治体の同意を得ない。例えばうちの町長も水道企業団にご従事されてますけれど、同じこの聖籠町ですよ、値段が二重にあるわけだ。一物二価制ですよ。本来あってはならないことです。それも、命の水ですから、水の値段がこの場所と、車で走って2、3分のところでは水の値段が違う。絶対このことについては将来問題が起きると思いますね、それを是正せねばならない。しかしながら、先程申し上げたとおり、もう水道管を布設して昭和38年から東港の工事に着手して、それからもう5年以上経っていますね。もうそろそろ昔の本管を替えないと駄目ですから。その中で各市町は、もし問題起きた場合ね、言いますよ利用者は、町長。ここの値段と違うねっかということをご答弁ですね。値段も先程申したとおりですね、県の了解を得ないで付けられる。明和さんはいくらでも変更できます。変更したら、それにブレーキをかける法的な根拠は何もないわけでありまして。そういうブラックボックスになるってことを

ご理解いただいて、その中でこの企業団の健全な運営をされるように私は願っているんです。

私、色々質問通告しましたけれど、もうこれ以上質問しません。ただそういう現状だけわかっていただきたいと。東港は重要港湾でありますから、その水がですね、価格がですね、公の官公が何も決定権、あるいは主導権がないようなことであっては決してならない。このことを今日、関係の市長町長さんおられますので必ずこれからこの問題が起きてくると思いますので、このことを強く忠告申し上げて、私の質問はこれで終わります。返答は結構でございます。

○議長（小泉仲之） 改めて確認いたします。栗原議員、質問通告の3と4が出ておりますが、答弁は不要ということですね。

○栗原博久議員 はい。

○議長（小泉仲之） わかりました。以上で一般質問を終わります。

日程第9 議員派遣について

○議長（小泉仲之） 次に、日程第9、議員派遣を議題といたします。

これは、地方自治法第100条第13項の規定に基づき議会が議員を派遣することについて会議規則第93条の2の規定により議決を得ようとするものであり、内容はお手元に配布の議員派遣書のとおりでございます。

○議長（小泉仲之） ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉仲之） 討論はないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは、議員派遣を採決いたします。お手元に配布してあります議員派遣書のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。したがって議員派遣書のとおり決定いたしました。

○議長（小泉仲之） これで本日の日程は、全部終了いたしました。
以上で、令和7年8月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時59分閉会

招集年月日	令和 7 年 8 月 6 日
開会の時刻	令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 30分
閉会の時刻	令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 59分
会 期	令和 7 年 8 月 6 日 より 令和 7 年 8 月 6 日 まで 1 日 間

以上会議のてん末を承認し、署名する。

令和7年8月6日

新潟東港地域水道用水供給企業団議会議長 小 泉 仲 之

同 署名議員 宇 野 耕 哉

同 署名議員 若 月 学